

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（養殖筏）
発生日時	令和2年12月2日 18時35分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛深港 牛深港台場沖防波堤灯台から真方位070°200m付近 （概位 北緯32°11.6′ 東経130°02.0′）
事故の概要	漁船ホライゾンⅡは、南西進中、養殖筏に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年12月7日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ホライゾンⅡ、4.1トン
船舶番号、船舶所有者等	KM3-53513（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷、舵板に曲損 養殖筏 型枠に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時15分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、台場沖防波堤東方沖を南南西進中、船長が同防波堤東側に設置された養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）東端の簡易標識灯（赤色点滅灯）を右舷側に見て右転し、南西進していたところ、本件養殖施設内の養殖筏に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.1m、船尾約0.6mであった。</p> <p>船長は、本件養殖施設東端の南北両側にそれぞれ簡易標識灯が設置されていることを知っていたが、簡易標識灯が背景の街灯りに紛れて見えにくいと思っていたので、本件養殖施設に接近しないように、ふだんからGPSプロッターの過去の航跡線に沿って、大回りして航行するようにしていた。</p> <p>船長は、本事故当時、出港時刻が遅れて急いでいたので、GPSプロッターをよく見ておらず、航程を短縮しようとしてふだんの進路より西側を航行しており、1つだけ見えた北側の簡易標識灯を南側の簡易標識灯と勘違いして早く右転してしまったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、南南西進中、船長が、ふだんの進路より西側を航行しており、北側の簡易標識灯を南側の簡易標識灯と思い込んで早く右転したことから、養殖筏に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件養殖施設に接近しないように、ふだんからGPSプロッターの過去の航跡線に沿って航行していたものの、本事故当時、出</p>

	<p>港時刻が遅れて急いでいたことから、航程を短縮しようとしてふだんの進路より西側を航行しており、北側の簡易標識灯を南側の簡易標識灯と思い込んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が南南西進中、船長が、ふだんの進路より西側を航行しており、北側の簡易標識灯を南側の簡易標識灯と思い込んで早く右転したため、養殖筏に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、養殖施設付近を航行する際は、急いでいる場合であっても、GPSプロッターなどの航海計器で船位及び針路を確認し、養殖施設から十分離れて航行すること。